

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

所得税特別減税 (その1)

Q: 所得税特別減税で、従業員等に給与と特別減税の還付を行う場合には、会社の事務処理はどのようなものがあるのでしょうか。

A: サラリーマンについては、原則として6月の給与支払い時に夏期給与特別減税が行われます。

還付を行う給与支払者は、

- (1) 「各人別還付事績簿」
- (2) 「還付金支払明細書」 (対象者交付用)
- (3) 納付書 (税務署提出用)

を作成しなければなりません。

まず、「各人別還付事績簿」は税務署にも備え付けられますが、下記の事項が記載されていればその様式は特に問わないそうです。

①平成6年度上期給与源泉税額

(1月から6月までの支払給与・賞与の源泉徴収税額の合計額)

②夏期給与特別減税額

③その他必要な事項

平成6年上期給与源泉税額は、源泉徴収簿や給与台帳に基づいて集計し、その金額を各人別還付事績簿に記入します。さらにその20% (1円未満切り捨て) と100万円とのおいずれか少ない金額 (=夏期給与特別減税額) が実際に還付する金額となります。

なお、この還付に充てることができる源泉徴収税額、すなわち還付原資は、給料や賞与、退職手当、弁護士・税理士等の報酬・料金に係る源泉税額で、還付を行うときに預り金となっているもののうち、還付をする日以後に法定納期限が到来するものの合計額です。(次号へ続く)

